

体罰防止のためのガイドライン

平成16年
大磯町教育委員会

もくじ

はじめに

- 1 体罰の定義と禁止の法的根拠
- 2 文科省と県教育委員会の指導と通達
- 3 体罰の影響
- 4 体罰を防止するための方策
- 5 体罰を容認する背景
- 6 体罰に関する裁判所の判例
- 7 懲戒処分の事例
- 8 体罰事故への対応

さいごに

付録 裁判所の判例

はじめに

本冊子は大磯町の教育から体罰をなくすことを目的として編集したものです。

そもそも教育は、子ども自身の人格の完成を目指し、よりよい社会の形成者として自立するよう支援することです。その実現に向けた教育活動の根底には、子どもと教職員との心のふれあいを通して構築された信頼関係が基礎になっていなければなりません。

体罰は法律で禁止されているだけではありません。子どもの人権にかかわる問題としてあってはならない行為ですし、社会的にも批判が強まっています。また体罰は教職員の指導力の弱さのあらわれですし、そこには教育そのもの（支援し育てる）が存在せず、学校教育に対する信頼を大きく崩すものです。体罰をなくすために、まず全教職員が体罰が起きた状況や背景を十分に分析・認識し、学校・保護者・地域の連携の下で、子ども一人ひとりの個性やよさを見抜き、子どもの可能性を伸ばす指導の方法や体制を確立していかなければなりません。

本冊子では従来の指針や資料のように定義、法的根拠、文科省・県教育委員会の指導と通達といった事項ばかりでなく、体罰の影響、防止のための方策、体罰を容認する背景、懲戒処分の事例にも言及し、体罰に関する問題の所在を先生方に検討していただき、今後の体罰をなくすための指針としていただきたいと思います。

1 体罰の定義と禁止の法的根拠

ア 体罰とは何か

体罰の定義については下記の通達が一般的となっています。

『学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち 身体に対する侵害を内容とする懲戒 - なぐる・けるの類 - がこれに該当することはいうまでもないが、さらに、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるといった懲戒は体罰の一種と解せられなければならない

ない。また食事の不供与，酷使的作業命令もこれに該当する。』

法務省が国家地方警察本部長官，厚生省社会局，文部省学校教育局あてに出した法務庁調査意見長官通達『児童懲戒権の限界について』（昭和 23 年 12 月 22 日）

しかしながら実際のところ「体罰」と「身体的接触をとまなう行き過ぎた指導」の境界線は微妙で流動的です。体罰を行った教師，被罰者としての児童生徒，保護者の見解などを総合的に勘案し，他の事例や裁判の判例も比較参考にしつつ，判断しなければなりません。事例の詳細な経過を検証・確認することも重要です。

イ 禁止の法的根拠

体罰は法律的に禁止されています。その根拠となる法律は以下の通りです。

学校教育法 第 11 条

『校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，学生，生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し，体罰を加えることはできない。』

学校教育法施行規則第 13 条

『校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては，児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。 - 略 - 』

教育基本法 第 1 条

『教育は，人格の完成をめざし，平和的な国家及び社会の形成者として，真理と正義を愛し，個人の価値をたっとび，勤労と責任を重んじ，自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。』

児童の権利に関する条約 第 19 条

『締結国は，児童が父母，法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において，あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力，傷害若しくは虐待，放置若しくは怠慢な取扱い又は搾取（性的虐待も含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上，行政上，社会上及び教育上の措置をとる。』

ウ 体罰を行った教員の責任

a 行政上の責任

職務義務違反（地方公務員法第 29 条）として，懲戒処分（免職，停職，減給，戒告）があります。また，国家賠償法に基づく求償（国家賠償法第 1 条）があり，公務員として法令に反した場合に問われる公務員法上の責任が追及され，違反の程度により，一定の処分を受けることとなります。加害の教員はもとより，場合によっては校長の監督責任が問われ，行政上又は民事上の責任（民法第 715 条「使用者責任」）を問われ，損害賠償責任を負う場合もあります。

参考

懲戒処分

免職：公務員としての身分を失う。退職手当は支給されない。

停職：1 日以上 6 月以下の期間，職務に従事させないもので，いかなる給与も支給されない。

減給：6 月以下の期間，給料月額 10 分の 1 以下に相当する額を給料から減ずる。

戒告：職員の含む義務違反の責任を確認し，その将来を戒めるもの。

指導上の措置

体罰を行った教諭などが地方公務員法上の懲戒処分を受けない場合でも，文書訓告，口頭訓告などの指導上の措置が行われます。

b 刑事上の責任

傷害罪（刑法第 204 条），暴行罪（同 208 条），監禁罪（同 220 条）があります。

参考

傷害罪 第 204 条 人の身体を傷害した者は、10 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

暴行罪 第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

逮捕及び監禁罪 第 220 条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。

* 禁固以上の刑（禁固，懲役，死刑）に処せられた場合，地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき職を失い，また教育職員免許法第 10 条第 1 項の規定に基づき免許状は効力を失う。

c 民事上の責任

不法行為による賠償責任（民法第 709 条）があり，傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償が問題となります。

参考

民法 第 709 条 （不法行為） 故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する席に任ず。

歴史を振り返ると体罰禁止の規定は，明治 12 年太政官布告の教育令第 46 条や明治 33 年施行の小学校令第 47 条にも見られます。しかし，多少の肉体的実力行使は体罰に該当しないと解され，つい最近まで現実に体罰がかなり多く行われてきました。法律的には学校教育法第 11 条において校長及び教員の児童生徒への懲戒規定（最初に掲載済み），民法第 822 条では親の懲戒権を認める規定があります。

民法 822 条

『 1 親権を行う者は，必要な範囲内で自らその子を懲戒し，又は家庭裁判所の許可を得て，これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は，6 ヶ月以下の範囲で，家庭裁判所がこれを定める。但し，この期間は，親権を行う者の請求によって，何時でも，これを短縮することができる。』

とあり，校長・教員とともに保護者による懲戒権を認めています。しかし学校教育法によって校長・教員の懲戒権の執行に関しては体罰という行為を除く必要があり，保護者に関しても児童虐待防止法の制定によって保護者の虐待，特に体罰は禁止されていると解釈できます。要するに教員の「一定限度の」体罰が容認されたと解釈することはできないのです。条理的に見て「懲戒」の観念は暴力という形の身体的性質を排除すべきです。現在は体罰禁止の法律条項を厳密に解釈しています。その根拠は教育の非権力性の原理であり，また児童生徒の人身の自由・私生活の自由・名誉権など人権を保障する見地，そして児童生徒の学習権・人間的成長発達権を十分に保障することにあります。

2 文科省と県教育委員会の通達

ア 文科省の通達

文部省（現文科省）の通達（『児童懲戒権の限界について』）についてはすでに触れましたが，その文（一部略）をここに掲載します。昭和 23 年発の通達と言いながら現在の状況を考えるうえでの基本的指針です。

児童懲戒権の限界について

昭 23 . 12 . 22 調査 2 発 18

国家地方警察本部長官・厚生省社会局・文部省学校教育局あて

法務庁法務調査意見長官回答

本年6月16日附及び7月27日附、別紙高知県警察隊長の照会に対し、当職は左のとおり、意見を回答するから、同警察隊長に伝達方取り計らわれない。

第1問

学校教育法第11条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成する。

回答

1 学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

(1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒 - なくる・けるの類 - がこれに該当することはいうまでもないが、さらに

(2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

2 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に制定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の年齢、健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

3 放課後教室に残留させることは、前記1の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。

4 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であっても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法第35条により違法性が阻却され、犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ一切の条件を総合的に考察して、通常理性をそなえた者が当該の行為をもって懲戒権の合理的な行使と判断するであろうか否かを標準として決定する外はない。

第2問

授業に遅刻した学童に対する懲戒として、ある時間内、この者を教室に入らせないことは許されるか。

回答

義務教育においては、児童に授業を受けさせないという処置は、懲戒の方法としてはこれを採ることは許されないと解すべきである。

学校教育法第26条、第40条には小・中学校の管理機関が児童の保護者に対して児童の出席停止を命じ得る場合が規定されているが、それは当該の児童に対する懲戒の意味においてではなく、他の児童に対する健康上または教育上の悪い影響を防ぐ意味において認められているにすぎない。ゆえに遅刻児童についても、これに対する懲戒の手段として、たとえ短時間でも、この者に授業を受けさせないという処置を採ることは許されない。

第3問

授業中学習を怠り、または喧騒その他、ほかの児童の妨げになるような行為をした学童を、ある時間内、教室外に退去させ、または椅子から起立させておくことは許されるか。

回 答

1 児童を教室外に退去せしめる行為については、第2問2の回答に記したところと同様、懲戒の手段としてかかる方法をとることは許されないと解すべきである。ただし児童か喧騒その他の行為によりほかの児童の学習を妨げるような場合、他の方法によってこれを制止し得ないときは、- 懲戒の意味においてではなく - 教室の秩序を維持し、ほかの、一般児童の学習上の妨害を排除する意味において、そうした行為のやむまでの間、教師が当該児童を教室外に退去せしめることは許される。

2 児童を起立せしめることは、それが第1問回答1(1)および2の意味で「体罰」に該当しないかぎり、懲戒権の範囲内の行為として、適法である。

第4問 略

第5問

ある学童が学校の施設もしくは備品、または学友の所有にかかる物品を盗み、またはこわした場合に、これに対する懲戒として、この者を放課後学校に留め置くことは許されるか。

回 答

盗取、毀損等の行為は刑法上の犯罪にも該当し、したがって刑罰の対象となり得べき行為でもあるか、同時にまた、懲戒の対象となり得べき行為でもある。刑罰はもちろん、私人がこれを課することはできないが、懲戒を行なうことは、懲戒権者の権限に属する。ゆえに懲戒のために所問のごとき処置をとることは、懲戒権の範囲を逸脱しないかぎり、差し支えなく、これについては第1問回答の3、4と同様に解してよい。

第6問

問5のような事故があった場合に、誰がしたのかを調べ出すために容疑者および関係者たる学童を教職員が訊問することは許されるか。また、そのために、放課後これらの者を学校に留め置くことは許されるか。

回 答

1 所問のような、学校内の秩序を破壊する行為があった場合に、これをそのまま見のがすことなく、行為者を探し出してこれに適度の制裁を課することにより、本人ならびに他の学童を戒めてその道德心の向上を期することは、それ自体、教育活動の一部であり、したがって、合理的な範囲内においては、当然、教師がこれを行なう権限を有している。したがって教師は所問のような訊問を行なっても差し支えない。ただし、訊問にあたって威力を用いたり、自白や供述を強制したりしてはならないことはいうまでもない。そのような行為は強制捜査権を有する司法機関にさえも禁止されているのであり(憲法第38条一項、第26条参照)、いわんや教職員にとってそのような行為が許されると解すべき根拠はないからである。

2 前記のような訊問のために放課後児童を学校に留めることは、それが非行者ないし非行の内容を明らかにするために必要であるかぎり、合理的な範囲内において許されるもっとも、これは懲戒権の行使としてではなく、前記のごとき教育上の目的および秩序維持の目的を達成する手段として許されるのである。どのくらいの時間の留め置きが許されるかは、第1問回答の4に準じて考えられるべきである。

第7問

学童に対する懲戒の方法として、その者に対して学校当番を特に多く割当てるとは許されるか。

回 答

懲戒として学校当番を多く割当てるとは、差し支えない。ただし、この場合にも、懲戒権の行使としての合理的な限度をこえてはならないのであって、その限度をこえて、不当な差別待遇、または児童の酷使にわたるようなことはもちろん、許されない。

第 8 問

遅刻児童を防止するため、遅刻者を出した・・・区域内の学童に誘い合わせの上、隊伍を組んで登校することを命じることは許されるか。

回 答

遅刻防止のため一定の区域内の児童に対し、誘い合わせて一緒に登校するように指示することは、差し支えない。もっとも、軍事教練的色彩をおびないように注意すべきである（文部省体育局長発通牒 昭 20・12・26 発体 100「学校体練科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」参照）。

イ 県教育委員会の通達

神奈川県教育委員会からは、平成 12 年 9 月 25 日付け（改訂版は平成 14 年 10 月）で、体罰防止パンフレット「体罰の根絶に向けて」が配布され、また平成 12 年 12 月 22 日付けで「教職員の綱紀の保持について（通知）」が出されていますが、今回は平成 15 年度に出され、すでに配付してある教員の不祥事に関係する通達を掲載します。

最近、教育への不信の念を抱かせる教職員の不祥事が続いており、教育委員会として深くお詫び申し上げます。

本日、知事から不祥事防止に向けたアピールが全職員に対して出されましたが、教育委員会でも、この事態を深刻に受け止め、教職員がこれらの事件をそれぞれ自分自身の問題としてしっかりと認識し、研修の強化や職場討議を通じて不祥事の再発防止に取り組むよう、教育長から教職員一人ひとりに向けてアピールを出しました。県民の皆様の教育に対する信頼を回復できるよう、全力をあげて努力してまいりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成 15 年 11 月 6 日

神奈川県教育委員会

参考：教職員向けアピール

教職員の皆さんへ

大変残念なことに、最近、教職員の不祥事が相次いでおり、体罰、部活動指導中の飲酒のほか、わいせつ行為や飲酒運転など、教育公務員、地方公務員としてはもとより社会人として信じられないような事件が発生しています。

こうした行為は、教職員の皆さんが長年の努力によって築き上げてきた県民の皆様の教育に対する信頼を失わせ、ひいては県政全体に対する不信を募らせるものであり、極めて重大な問題であると認識しております。

本日、知事から、教員や職員の不祥事が相次いで発生していることから、その再発防止に向けて、職員一人ひとりに対するアピールが出されたところであります。私からも、皆さんがこれらの事件をそれぞれ自分自身の問題としてしっかりと受け止めていただくとともに、研修や職場討議等を通じて、一人ひとりがこうした不祥事の再発防止に向けて努力していただくことを是非ともお願いします。

業務の内外を問わず、常に公務員として全体の奉仕者であることを認識することはもとより、教育そのものが児童・生徒、保護者をはじめとして県民との信頼関係によって成り立つものであり、教職員には公務員の中でも一段と高いモラルが求められていること、さらに、社会から特に厳しい目で見られていることを深く自覚していただき、自らの行動を厳しく律するなど、県民の皆様の信頼の回復に向け、全力を挙げて取り組んでください。

平成 15 年 11 月 6 日

神奈川県教育委員会教育長 曾根 秀敏

また『季刊 神奈川』(平成 13 年 8 月 24 日発行号)には以下のような記事があります。

体罰

体罰については、学校教育法で禁止されているだけでなく、子どもの人権を侵害する行為としてクローズアップされ、社会的批判も大きくなっています。しかし、体罰を行ったことにより懲戒処分等を受けた神奈川県内の公立学校（横浜市および川崎市を除く）の教職員数は、下表のとおりであり、たいへん憂うべき事態となっています。

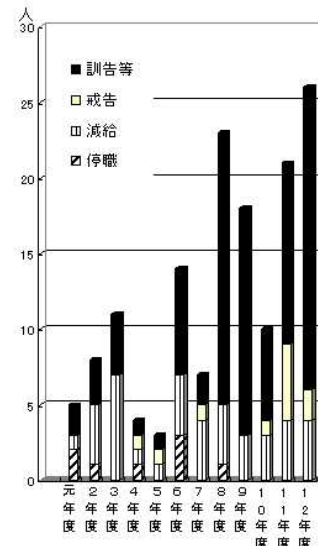
学校教育法にいう体罰とは、身体に対する侵害を内容とする懲戒、すなわち、殴る・けるの行為がこれに該当することは言うまでもありませんが、被罰者に肉体的苦痛を与える懲戒もまた、これに該当します。例えば、正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒も体罰の一種と解されます。

体罰は、被害児童・生徒に肉体的苦痛を与えるばかりでなく、心に深い傷を負わせることになる行為です。

さらに、体罰という行為は、体罰を行った教員のみならず、神奈川の教員全体、ひいては神奈川の教育全体の信頼を損なう行為ともなるものです。

県教育委員会ではこれまでも、あらゆる機会を通じて体罰の根絶を図るための対策を行っており、平成 12 年 9 月 25 日付けで、体罰防止パンフレット「体罰の根絶に向けて」を配布し、また平成 12 年 12 月 22 日付け「教職員の綱紀の保持について（通知）」で、体罰禁止について具体的に注意を喚起しているところですが、教職員一人ひとりが、体罰禁止を強く自覚して体罰根絶に向けた努力をしてください。

(教職員課)



3 体罰の影響

体罰事件を起こした場合、子ども、保護者・地域に対してどのような影響を与えることになるのでしょうか。

ア 子どもへの影響

* 「心」への影響

体罰は、子どもに肉体的、精神的な苦痛を与えるだけでなく、心の傷として長く残り、屈辱感・自虐感を持たせたり、自尊感情を減退させるなど心の成長を阻害します。

* 「学習面」への影響

体罰は、子どもの学校生活や家庭生活において、特に学習への意欲や集中力の低下を引き起こすなど、学習活動への大きな影響を及ぼします。

* 「子ども同士の人間関係」への影響

体罰を受けた子どもだけでなく、その周りにいる子どもの心にも影響を及ぼし、価

値観に変化をきたしたり，力で解決する風潮を生じさせるなど子ども同士の間関係に歪みを生じさせます。

* 「子どもと教師との人間関係」への影響

子どものもつ教師像に歪みを生じさせ，体罰を行った教師だけでなく教職員全体に対する見方や接し方に変化をもたらすなど，子どもと教師（教職員）の人間関係に影響を及ぼします。

イ 保護者・地域への影響

学校への信頼は，教職員の子どもへの積極的なかわりや保護者・地域との密接な連携など，長期にわたる学校の地道な教育活動により築かれていくものです。しかし，一度の体罰により，当該教員が子どもや保護者から信頼を失うだけでなく，教職員全体に対する不信感を増幅させ，その結果，学校の様々な取り組みへの信頼が大きく崩れ，学校の教育活動に支障が出てくると考えられます。

また，地域社会で体罰についての風評が立ち，学校の教育方針や指導体制についての不満や不信感を生じさせ，学校によさや今までの教育実践が理解されにくくなると考えられます。

4 体罰を防止するための方策

体罰を防止するためにはどのようにしたらよいでしょうか。

全教職員は体罰を許さず，子どもの人権を守る観点から，再度全教職員が教育の非権力性の原理を再確認し，児童生徒の学習権・人間的成長発達権を十分に保障する教育の姿勢をもち，児童生徒はもとより保護者や地域の信頼関係を構築していかなければなりません。児童生徒の基本的な人権を侵害するような指導をしない，許さない指導の在り方は，全教職員が子どもを一人の人格をもった人間として尊重することから始まります。そのために，全教職員が，教育の原点を再認識するとともに以下の事項について共通認識を深めてください。

ア 教職員に必要な自覚と認識

- * 体罰は，子どもの人権および人間としての尊厳を損なう行為であり，子どもと教職員との信頼関係を根底から崩すものである。
- * 体罰を否定し，体罰を見逃さないことは教職員の責務である。「体罰は愛の鞭」や「問題が表面化しなければ多少の体罰も許されるのでは」という誤った考え方に対して，体罰否定を強く貫くことが大切である。
- * 子どもは，体罰をする教職員に対して不信感を抱くものである。また，体罰を制止する行動をとれない教員に対しても，体罰を容認する教員ととらえられ，学校全体に対する不信感につながるものである。
- * 長期的な視野に立って，子どもの成長を願う心の余裕を持ち，子どもの言葉をじっくり聞き，時間をかけ根気よく指導し，自らカウンセリングマインドの育成に努める。
- * 考え方が多様化している子どもに対して，旧態依然とした指導が通用するとは限らず，日常的に子どもの実態把握をするとともに，最近の子どもの心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究するよう努める。

イ 児童・生徒指導の在り方

- * 生活指導体制については，全教職員の共通理解の下で組織的に取り組み，子ども・保護者の心に迫る生活指導を目指した信頼関係の確立を図る。
- * 子どもに対する指導については，子どもに話す機会を十分に与えたり，複数教員で指導にあたる等の配慮を必要とし，子どもを多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮する。

- * 問題行動に対する事例の研究や全国的な動向についての研究に努める。
- * 対症療法としての生活指導だけではなく、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりに努める。

ウ 学校体制の在り方

- * 体罰の発生は学校体制および管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか点検する。
- * 教育活動全体を通して、一部の教職員、生活指導部や学年の教職員だけで指導する等の抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携がとれていることが大切である。決して秘密主義や閉鎖性があってはならず、公明正大に指導を行うべきである。
- * 子どもが何でも気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意するとともに、子どもの人権・プライバシー保護について十分配慮する。
- * 教職員研修等を通して、体罰によらない児童・生徒指導の在り方の研究に努めるとともに、不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員相互に点検できる環境づくりに努める。
- * 全ての教職員の意見が反映できるように研修会や情報交換会等の内容や運営方法を工夫し、同時に日常的に意見が反映できる職場の環境づくりが重要である。
- * 子どもや地域の実態を踏まえ、学校（教職員）・子ども・保護者（家庭）・地域（住民）の連携のもとに学校のきまり・生徒心得等の見直しをする。

エ 保護者・地域との連携

- * 学校が中心となり、地域ぐるみの青少年健全育成の在り方等について研究し、保護者・関係諸機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を増やす。同時に、そのような場で学校の教育方針や教育活動を明確にし、理解と協力を求める。
- * 学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。
- * 保護者や地域住民の一部には、体罰を容認する考え方があるかもしれないが、学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発する。

5 体罰を容認する背景

どうして体罰がなくならないのでしょうか。その背景には様々な要因が考えられます。教職員の皆さんは自分が経験した事柄も想起しながら、この問題を考えて下さい。

ア 体罰に容認的な風潮の根強い存在

軽く叩くなど軽微な身体的懲罰は、子どもの健全な成長にとって必要なものであるとの考え（「愛の鞭論」）が日本の社会の中には広く存在します。

中高年層を中心に自分の学校時代に体罰を受けた経験を誇らしげに語り、そのことが現在の自分を形成したとする人たちが存在します。公の席では発言しないにしてもプライベートな場面で語ることが人びとの本音の部分での底流となっている可能性があります。

そもそも文部省（現文科省）自体が体罰に関する曖昧な見解を持っています。

文部省初等中等教育局教務関係研究会：教務関係執務ハンドブック
 「以上、要するに体罰とは、物理的行為によって身体に侵害を加える場合および生徒にとって社会通念上許されない程度の肉体的苦痛を生じさせるものである。」

ただし、身体に侵害を加える行為がすべて体罰として禁止されるわけではない。傷害を与えない程度に軽く叩くような行為は、父兄（原文のママ）が子供に対して懲戒として通常用いる方法であり、校長および教員が単なる怒りに任せたものではない教育的配慮にもとづくものである限り、軽く叩くなどの軽微な身体に対する侵害を加えることも事実上の懲戒として許される。つまり時には、叩くことが最も効果的な教育方法である場合もあり、いわゆる「愛の鞭」として許される程度の軽微な身体への行為ならば行っても差し支えない。しかし、同時に心身の未発達な生徒の人権の保護についてはあくまで慎重を期さねばならない。（中略）たとえ教育者としての愛情から出た行為であっても傷害を与えるようなものではなくても、なるべく身体の侵害と受け取られるような行為は避けるように努力することが望ましいといえよう。」

文科省の姿勢は事情によっては「教育的配慮」があれば事実として身体に侵害を加える行為（「軽く叩く」）があってもそれを「行き過ぎた指導」として黙認する考えです。もちろん後半で生徒の人権について言及し、人権の保護、身体への侵害と受け取られないよう配慮するよう指摘していますが、この文章では「体罰」と「教育的配慮に基づく行き過ぎた指導」との境界がはっきりしません。従ってこのままの文章を読めば体罰容認と受け取られても仕方ない面があります。いわゆる「愛の鞭論」がこれにあたります。

イ 教職員のなかにある体罰の即時的効果への期待

学級崩壊、生活指導上の問題などが発生するとその場で直ちに解決したくなる衝動にかられ、手が先に出る場合があります。体罰という手段を使っても教育効果を得ることは出来ないことを頭では理解していても、冷静さを失い、状況を正確に把握することなく激情の高まりによって反応する場合があります。教職員のなかにはこうした人間の在り方を是とする人がいます。しかしこれは人間の弱さの一つのあらわれであり、問題解決につながらないことを再認識しなければなりません。教職員はどのような状況にあっても感情に左右されることなく、一呼吸おいて行動しましょう。

ウ 適切な指導ができる管理職・同僚の不在や教職員の孤立化

教育困難校の経験を通して、生徒を体罰を用いることなく学校・学級経営に成功した管理職や教師が適切なアドバイスをする場合や、経験がなくても教職員間の連携や協力関係が良好な場合は体罰は起きません。教職員が孤立し、他の教職員の協力を得られない場合、体罰が衝動的に起きることがあります。

エ 言葉による説得が効力がないとする考えの存在

例えば、雑誌『季刊教育法』の64号には、北九州市教育委員会から委嘱されて行われた研究の『生徒指導研究会、発表会研究紀要』が掲載されていて、その中で、教育現場の実態が次のように報告されています。

教師が「いけない」と生徒に言ってもやめなかったらどうするのか。「一ぺん『やめろ』と教師が言ったら、絶対やめさせるという態度が毅然たる態度」である。「こうした教師と生徒のエキサイトした火花の散るような場において、お互いの意志のぶつかり合うその状況において、『教師の意志』を通さなければならない。」「…略…体罰はなにかということについては、昭和23年か24年ごろの法務省の見解があるだけです。終戦直後のこの時期に、現在の荒れた状況を予測できた人がいたでしょうか。そんな古証文でしか、ものが言えずに、ただ『体罰反対、体罰反対』と叫んでいればよいのでしょうか」

オ 部活動の在り方

部活動では試合での勝利を得るためと称してしごきやハードトレーニングが行われたり、指導者への絶対服従や生徒間の先輩後輩の関係が強化されやすい環境にあります。顧問・指導者・コーチと選手とは対等なパートナー関係を維持し、児童・生徒との良好な人間関係を築く事が大切です。近年、「最近の子どもたちは…」と言った言葉をよく耳にしますが、子どもたちとの人間関係が悪いことを子どもだけの責任にしてはいけません。従来からの指導経験に依存して、子どもたちの実態よりも、指導者の期待が高いと、厳しい指導や叱責が多くなり、体罰が発生します。まず児童・生徒の実態を把握し、わかりやすく伝える工夫をしましょう。例えば一度に多くの情報を与えない、わかりやすい言葉で話す、具体的な内容を伝える、資料や映像を活用する、など児童・生徒が「笑顔で話を聞いてくれた」「しっかり名前を呼んでくれた」等、何気ない言葉やしぐさから指導者の気持ちが伝わるものです。細かな気配りや配慮を積み重ねて信頼を育てていきましょう。「熱心なあまり」による体罰の弁解は許されません。

カ 「体罰を与えてもよいからきちんと教育をしてほしい」という保護者の要望

保護者の体罰容認は教師や生徒よりもはるかに多いことは、各種の調査（1981年5月の読売新聞による調査、1986年3月朝日新聞による調査、）により明らかにされています。ちなみに、前者の調査では、中学生父母の体罰積極的支持 8.6%、消極的支持 69.8%、と示されています。また昭和60年11月にNHKが行った公立中学校教師一千名へのアンケートによると、父母から体罰を要求されたとする教師は51%いたそうです。

キ 家庭教育と学校教育の境界線の不明確さ

児童生徒に対する教育は学校がどこまで担当するのか、家庭はどこまでが守備範囲なのかが現状では明確になっていません。日本の学校教育の守備範囲は欧米諸国に比べて広いと言われてはいますが、これにはプラス面もある一方で、本来家庭が担うべきしつけまで責任とが問われている現状もあります。法律的には親の体罰は禁止されていませんのでこの境界線が不明確となり、結果として体罰を行う教職員を助長している現実があります。

ク 体罰の定義が明確でない事実

身体的性質の面で、どこまでが体罰か、裁判所の判例でもケースバイケースの判断がなされています。それに加え、日本全体の体罰の概念が、精神的苦痛も体罰に入ってくるようになり、変化している事実があります。

6 体罰に関する裁判所の判例

ここでは体罰に関する裁判所の判例を取り上げます。教職員の方々の研修のために事実関係のみ掲載して判決とその理由については別紙に掲載します。

全体として裁判所の判例は文部省の教務ハンドブックの指摘に沿った形の傾向にあります。だからといって今後ともに同じ判決傾向が続くとは言えませんし、子どもの人権や後々の精神的苦痛を考えると懲罰権は厳密に解釈し、身体的性質はもとより、精神的性質も含む範囲で体罰を考えなければなりません。

また暴行罪や監禁罪などの刑事罰にならなくても、教職員の信用失墜行為などの面で公務員としての懲戒処分に該当することもあることを明記しておきます。

【注】「判決」と「判決理由」については最後の付録に掲載してあります。

【事例 1】

事件の概要

昭和 56 年 3 月 6 日，静岡市立の中学校 2 年 4 組の生徒 A は，第 4 時限目の音楽の授業時間中に職員室に呼び出され，第 4 時限目の授業終了まで，正座をさせられ，教諭 3 名から次々と平手で顔面を殴られるなどの暴行を受け，眼球打撲兼球結膜下出血（点眼薬だけで自然治癒）の傷害を受けた。

A は，学業については上位の成績であったが，学校の規則を守らなかったり，掃除を真面目にやらなかったり，遅刻や忘れ物が多いなど日常生活上改善すべき点が多く弱い者いじめや授業妨害も目立つようになっていた。

前日の 5 日，教室掃除の時間に，A は数名の生徒とともに同級生の B に対して，催眠術遊びをしかけたところを教諭に発見されている。催眠術遊びとは，大きく息を数回吐き，肺内の空気を吐ききったところを見計らって，その胸を勢い良く突き，呼吸困難により，意識をもうろうとさせる（ひどいときには転倒して痺れんを起こす）遊びである。B は 4 年前に脳腫瘍の手術を受け，複視や半身不全麻痺等の症状が残る軽度の障害があり，また，1 年前に転校してきたばかりであるため，教科書に給食の残りをはさまれたり，所持品を隠されたり，殴る蹴るのいじめの対象とされていた。このことについて，違法な体罰であるとして，教諭らに対して金 50 万円の慰謝料が請求された。

【事例 2】

事件の概要

昭和 56 年 9 月 2 日，入間市の中学校で，2 年生が教師に顔面を殴打され，昭和 56 年 11 月 4 日にも顔面を殴打され打撲傷を受けた。さらに，昭和 57 年 12 月 15 日には，担任に，「学校に来るな」と言われ，その後卒業まで登校しなかった。当時，いわゆる，ツッパリグループが市内の複数の中学校を支配下に治め，非行や暴力を重ねていた。この生徒は，つっぱりグループの副番長格で，アロハシャツなどの派手な服装で他の中学校に押しかけ，煙草を喫うなどして補導され，学校で説諭，指導を受けても全く反省の色を示さなかった。また，同級生に足蹴りを加えて外傷性逆行性健忘症の傷害を負わせたり，無断欠席，無断遅刻早退をしていた。このことについて，教師に違法行為があったとして，損害賠償が請求された。

【事例 3】

事件の概要

昭和 51 年水戸市立中学校体育館において，女性教員が，同教員の名前を呼び捨てにし，茶化するような仕草をした生徒の頭部を数回たたいたことに関し，同教員が暴行罪に問われた。

7 懲戒処分的事例

前項で裁判判例を取り上げましたが，こうした暴行罪などの刑事罰の対象にならなかった場合でも，県の教育委員会による懲戒処分が行われます。この項では懲戒処分的事例を取り上げます。一部，新聞報道も入れました。

【注】懲戒処分結果については最後の付録に記載してあります。

事例 1

神奈川県立高等学校の男性教諭は平成 14 年 6 月から平成 15 年 9 月までの間、バスケットボール部の部活動指導を行う際。男子生徒 11 人に対し、次の体罰を行った。

- ・右平手で生徒の左右の頬を連続して 2 ～ 4 回叩く行為を 3 度行った。
- ・左平手で生徒の右頬を連続して 3 回叩く行為を 1 度行った。
- ・右平手で生徒の左頬を 1 回叩く行為を 8 度行った。
- ・右平手で生徒の頭を連続して 2 , 3 回叩く行為を 1 度行った。
- ・右平手で生徒の頭を 1 回叩く行為を 9 度行った。
- ・足の甲又は足の裏で 8 人の生徒の大腿又は臀部を連続して 1 回ずつ蹴る行為を 1 度行った。
- ・足首で生徒の右足の大腿を 1 回蹴る行為を 1 度行った。
- ・右足の甲で生徒の左足の大腿を 1 回蹴る行為を 1 度行った。
- ・右足の甲で生徒の大腿又は臀部を 1 回蹴る行為を 2 , 3 度行った。

さらに、左膝を負傷し、完全に回復してない男子生徒 1 人に対し、次の不適切な指導・発言を行った。

- ・平成 15 年 3 月 29 日の部活動や平成 15 年 5 月下旬又は 6 月上旬の体育の授業時に、十分に怪我の状況を確認することなく、バスケットボールやラグビーの審判を行わせた。
- ・平成 15 年 3 月下旬、部活動中、積極的に練習を行わなかった等の理由により、当該生徒のいる前で、他のバスケット部員に対し、当該生徒が「部活動の復帰の意思があるように見えるか」と手を挙げさせた。
- ・平成 15 年 4 月末又は 5 月上旬の部活動指導中に、当該生徒に、「何を言ってもだめだから、俺がぼこぼこにする」という趣旨の発言を行った。

処分年月日 平成 16 年 2 月 5 日

事例 2 (これだけは懲戒処分例ではなく事件報道です)

足柄下郡内にある町立小学校の男性教諭(28)が、1年生の児童をたたいてけがをさせた上、口止めして、学校にも正しい事実を報告していなかったことが 30 日、教育委員会の話でわかった。教諭はこうした経緯を認め、22 日に退職届を提出した。児童は右ほおに血の塊があり、半年から 1 年にわたって経過を見る必要があると診断されているという。

教委に対する学校の説明によると、昨年 12 月、担任の男性教諭が児童を注意するため、2 人で他の教室へ移動中に、教諭が児童の頭か肩あたりをたたき、児童が転んでけがをした。

事故後、教諭は児童を自宅に送る途中に「本当のことは言わないで」と口止めした。学校や保護者には「強く引っ張った際に転んだ」と説明。保護者に「全面的に自分が悪い。治療費も出す。病院に行って欲しい」と話した。不審に思った保護者がたたかれていたことを突き止め、小学校の校長は今日 14 日になって保護者から事故の内容を知らされたという。教委は「学校の報告と保護者の話には食い違いもあり、再調査する」と話している。

平成 16 年 1 月 31 日 神奈川県 朝日新聞

事例 3

ある市内の小学校男性教諭は平成 15 年 10 月 7 日遠足の帰途、何度注意しても

危険な行為を止めなかった男子児童を指導した際、次の行為を行い、負傷させた。

- ・横断旗のプラスチック柄で児童の頭部を1回叩いた。
- ・児童の両肩を持って、足を払い、路上に倒した。
- ・児童の両足首を両手で持ち、逆さ釣りにしたまま横断歩道を渡り、渡った後、もっていた足首を放した。
- ・児童の着ていたパーカーの襟首を持って起こし、右平手で左頬を1回叩いた。
- ・児童に覆い被さって、両手を抑え、「顔を見せる。おまえには負けないぞ」と言った。
- ・児童がパーカーの下に着ていたTシャツの襟首を持って、瞬間的に首を圧迫した。

処分年月日 平成 15 年 12 月 22 日

事例 4

ある市内小学校男性教諭は、平成 14 年 11 月 18 日(月)、持久走の練習に参加せずトランプをしていた男子児童 5 名を指導した際、左頬を右平手で1回ずつ叩いた。また、平成 15 年 4 月 22 日(火)から平成 15 年 5 月 23 日(金)までの間に、9 回にわたり、授業中に私語を止めなかったり、遊んでいた児童を指導した際、男子児童の頭をぶつけ合わせる、頭部を拳で叩く、頭を押さつけて座らせる、臀部を蹴る、鼻を掴むなどの体罰を男子児童 4 名に行った。

処分年月日 平成 15 年 10 月 28 日

事例 5

神奈川県立高等学校の男性教諭は、体罰を行い平成 14 年 1 月に人事上の措置を(文書訓告)を受けていながら、部活動の指導中、次のとおり女子生徒 1 名に体罰を行った。

平成 14 年 8 月頃、右平手で左頬を 1 回叩いた。

平成 15 年 1 月 3 日、右平手で左頬を 2 回叩いた。

平成 14 年 12 月中旬から平成 15 年 1 月上旬に渡り、右平手で左頬を 10 度程にわたり、延べ 15 回ほど叩き、また、右足で右大腿部を 1～2 回蹴った。

なお、これらの体罰により、生徒の口内を負傷させることがあった。

処分年月日 平成 15 年 3 月 26 日

事例 6

神奈川県立高等学校の男性教諭は、平成 14 年 6 月、校庭での授業終了後、指示に従わなかった男子生徒を指導した際、校門付近で押し倒すという体罰を行うとともに、殴る振りをしながら暴言を吐く不適切な指導を行った。

その後、教室で、校庭での授業内容を整理をするようにという指示に従わなかった当該生徒を指導した際、左後頭部を器具で1回叩き、負傷させ、さらに背中を器具で1回叩き、教室を出て行こうとした当該生徒を男子トイレに連れて行き、押し倒し、右平手で額を1回叩くという体罰を行うとともに、暴言を吐く不適切な指導を行った。

処分年月日 平成 14 年 11 月 21 日

事例 7

神奈川県内の公立中学校の男性教諭は、平成 14 年 4 月、部活動の練習試合において、男子生徒を指導した際、胸ぐらを掴みながら、膝で太ももを 2 回、みぞおちを 1 回蹴り、胸ぐらを掴んだまま横に振った。その後、前髪を引っ張り、腕組みをした肘で頬を 1 回打ち、平手で頭部を 2 回叩いた。

処分年月日 平成 14 年 7 月 25 日

8 体罰事故への対応

体罰事故が発生してしまった場合、次のとおりの対応を行う必要があります。なお、ここに掲げる対応以外にも被害児童・生徒のために最善の対応を取るようしてください。

ア 体罰を加えた教諭の対応

- * 怪我の状況の確認... 怪我の状況の十分な確認を行う。外見上怪我がなくても鼓膜などが破れている場合がある。
- * 怪我の治療... 適切な応急措置をした上で養護教諭に診せ、必要に応じて医師の診断を受けさせる。
- * 校長への報告... 直ちに校長（不在の場合は教頭）に体罰事故の報告を行う。
- * 謝罪など... 被害児童・生徒に謝罪し、できるだけ速やかに校長又は教頭と被害児童・生徒宅を訪れ、保護者に謝罪するとともに体罰に至った経緯と事実関係を説明し、被害児童・生徒の心身の回復のための対応を説明する。

イ 校長の対応

- * 謝罪... 保護者へ連絡し、誠意を持って対応する。
- * 事実の把握... 体罰を加えた教諭、被害児童・生徒、目撃した教諭や児童・生徒から状況を聴取し、正確な事実の把握に努める。
- * 報告... 体罰が発生した場合は、教育委員会へ速やかに口頭（電話など）で報告し、必要な指示を受ける。
その後、事実関係などを正確に把握した上、「体罰の関する事故報告書」を作成し、提出する。（市町村立学校：校長 市町村教委 県教委）

さいごに

本町の教育委員会では平成 14 年 11 月に「問題発生に関わる基本的な考え方と体制づくりについて」を教職員の皆さんに配付しましたが、体罰に関しても同様な防止と対応が必要です。再度指針を読んでいただくとともに、その指針の基本的姿勢を再確認してくださるようお願いいたします。学校・保護者・地域が協働して情報を共有しつつ問題解決に取り組み、児童・生徒の明るくいきいきとした学校生活を保障しつつ、子どもの学力・人格形成に努めること、問題が発生したときは早期対応に努め、学校・保護者・教育委員会が協力してその解決に努力することが重要です。

体罰は、身体的性質ばかりでなく侮辱的発言や差別的発言などの暴言も児童・生徒の人権を侵害する行為です。言葉による暴力も教育上必要な配慮にかける行為として学校教育法第 11 条の懲戒権の範囲を逸脱するものです。さらに言葉による暴力は、場合によっては体罰以上に大きく、かつ長期期間にわたり精神的な負荷を児童・生徒にかけるものとして許されるものではなく、懲戒処分等の対象となります。大磯町では体罰が絶対に発生しないよう教職員の皆さんをお願いするとともに、子どもの視点に立った教育の推進を期待しています。

【付録】

裁判所の判決と判決理由

【事例 1】

判決

裁判所は、これを違法な体罰であるとし、市に対して5万円の賠償を命じた。

(昭和63年2月4日付け静岡地裁確定判決)

判決理由

…略…体罰とは事実行為としての懲戒のうち、被罰者に対して肉体的苦痛を加える制裁をいい、殴る・蹴る等その身体に直接有形力を行使する方法によるものと、正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等それ以外の方法によるものが含まれる。そしていずれの場合においても、体罰なる概念がもつ外延の周辺部における限界の判断が微妙かつ困難なものになることは、避けえないにしても、制裁として肉体的苦痛を与えるものであることを要するから、教員が教育上好ましからざる所為のあった生徒等を指導する際に教科書の背で軽くコツコツと頭部に触れたり、反省の意思を確実なものにするため平手で肩を叩くなど、厳密に言えば有形力の行使があったといわざるをえない場合であっても、なお体罰には該当しないと評価すべき事例がありえよう。要するに、体罰に該当するか否かは、有形力の行使による場合とそれ以外の方法による場合とを通じて、教員が行った行為の態様のほか、生徒等の年齢・健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。…略…。

【事例 2】

判決

裁判所は、教師の懲戒に行き過ぎがあったとして、慰謝料の支払を命じた。

(平成2年3月26日付けの浦和地裁の判決)

判決理由

…教員の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、当然に同法の禁止する体罰に該当し、民法上の不法行為にも該当するかどうかはともかく、当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体同法11条但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価すべきものと解するのが相当である。本件についてみると、原告(生徒)は、被告(教師)の殴打・足蹴りにより右眉毛部打撲等の損傷を負ったことは前記認定のとおりであるから、同被告の行為が違法な体罰であることは明らかというべきである。…本件に至るまでの背景事情があり、原告において懲戒の対象となるべき行状があったとしても、これをもって被告の右加害行為の違法性が阻却されるものと解することはできない。…

…学校生活上の規律に反する行為をした生徒に対し教員が懲戒を加える場合であっても、その方法については、対象となる行為の軽重、生徒の性格及び普段の行状、懲戒を加えることによって本人が受ける影響、他の生徒に与える影響等の諸事情を考慮し、教育的配慮に欠けるところがないよう慎重にその選択をすべきものと解するのが相当である。…「もういいから帰れ。二度と来るな」、「もし学校に来たいんなら、親と一緒に来て俺の前で土下座して謝れ」等と大声で怒鳴り、同人をして学校を退出し、欠席するに至らせたというものであることからすれば、同被告の行為は懲戒の範囲を逸脱し、教育的配慮を欠いた違法なものといわざるをえない。…

【事例3】

判決

東京高等裁判所は、同教員は教育上の生活指導の一環として行う意図で、平手および軽く握った拳で数回軽くたたいたものであるとの認定をした上で、本件行為は、学校教育法第11条、同施行規則第13条により教員に認められた正当な懲戒権の行使として許容された限度内の行為であって、無罪とした。

(昭和56年4月1日の東京高等裁判所判決)

判決理由

学校教育における生活指導上、生徒の非行、その他間違っただけ、ないしは不謹慎な言動等を正すために、通常教師によって採られるべき原則的な懲戒の方法・形態としては、口頭による説諭・訓戒・叱責が最も適当で、かつ、有効なやり方であることはいうまでもないところであって、有形力の行使は、そのやり方次第では往々にして、生徒の人間としての尊厳を損ない、精神的屈辱感を与え、ないしは、いたずらに反抗心だけを募らせ、自省作用による自発的人間形成の機会を奪うことになる虞れもあるので、教育上の懲戒の手段としては適切でない場合が多く、必要最小限度にとどめることが望ましいといわなければならない。

しかしながら、教師が生徒を励ましたり、注意したりする時に肩や背中などを軽く叩く程度の身体的接触(スキンシップ)による方法が相互の親近感ないしは一体感を醸成させる効果をもたらすのと同様に、生徒の好ましからざる行状についてたしなめたり、警告したり、叱責したりする時に、単なる身体的接触よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えることが、注意事項のゆるがせにできない重大さを生徒に強く意識させると共に、教師の生活指導における毅然たる姿勢・考え方ないしは教育的熱意を相手方に感得させることになって、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為として機能し、効果があることも明らかであるから、教育作用としてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに墮して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることも、これまた否定することができないのであるから、いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではないといわなければならない。

懲戒処分結果

事例1	処分内容	減給6か月
事例3	処分内容	停職1か月(校長は文書訓告)
事例4	処分内容	減給1か月
事例5	処分内容	減給6か月
事例6	処分内容	減給2か月
事例7	処分内容	減給1か月